

高萩・北茨城広域事務組合職員の育児休業等に関する条例

令和元年10月9日

条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条（同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の育児休業等)

第2条 職員の育児休業等については、北茨城市職員の育児休業等に関する条例（平成4年北茨城市条例第1号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。